

令和5年7月12日

保護者様

岡崎市教育委員会

「新型コロナウイルス感染症による出席停止」に関する提出書類について（お知らせ）

お子様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、保護者の方に、「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を記入の上、お子様が通われている学校に提出していただくことになりました。これは、保護者の方やお子様の感染症の感染機会の軽減を図るための対応となります。何卒、御理解と御協力をお願いいたします。

お子様が『新型コロナウイルス感染症』に感染した場合、
保護者の方においては、次のことをお願いします。

- ①「新型コロナウイルス感染症経過報告書」を学校で受け取るか、または、各学校のホームページで用紙をダウンロード、印刷して使用してください。
- ②「新型コロナウイルス感染症経過報告書」には、報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」です。
 - ・症状軽快した後1日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。
 - ・出席停止の解除後も発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を奨励しています。
 - ・診断目的や治癒証明書目的での医療機関への受診は控えてください。
 - ・体調が回復せず、保護者が必要と判断した場合は、医療機関を受診してください。その際には、必ず、事前に電話連絡をしてください。
- ③新型コロナウイルス感染症出席停止の解除後、登校を再開する際に、必要事項を記入していただいた「新型コロナウイルス感染症経過報告書」をお子様が通われている学校に必ず提出してください。
 - ・新型コロナウイルス感染症により欠席した場合は、法令の規定により出席停止となります。

(連絡先：岡崎市教育委員会学校指導課学事保健係 電話 23-6242)

(岡崎市立夏山小学校 養護教諭 電話 82-3015)

新型コロナウイルス感染症経過報告書

(宛先) 〇〇〇小 園・学校長

〇年 〇組 お子さんの名前 岡崎 花子

上記の者は、新型コロナウイルス感染症（疑いを含む）を発症した後5日を経過し、かつ解熱および症状が軽快した後1日を経過していることを報告いたします。

1. 発症日からの経過（「月/日」「発熱の有無」の欄を記入してください。）

発症日は、「発熱した日、または、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がみられた日」とし、0日目から数えます。出席停止の基準は下の表のとおりですが、医師から基準より長く出席停止を指示された場合や登校可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をさせず医師の指示に従ってください。

(*「新」
発症日からの日付を記入
とは：咽頭痛や咳などの普段と違う症状)

発症からの日数	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
月 / 日	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16
発熱の有無 (いずれかに○)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
発熱がなかった場合	症状が出た日							
発症から1日目に 症状が軽快		症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	軽快後 4日目		
2日目に軽快			症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 3日目	登園可 登校可	
3日目に軽快				症状軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目		
4日目に軽快					症状軽快	軽快後 1日目		
5日目に軽快						症状軽快	軽快後 1日目	登園可 登校可

※ 〇の部分、出席停止の期間です。

※ 本報告書において、発熱とは、体温が37.5℃以上の場合を指します。ただし、発熱、解熱の判断について、医師から指示がある場合、その指示に従ってください。

※ 医療機関で発行する検査結果を証明するものは必要ありません。

※ 「症状の軽快」とは、発熱がなく、かつ、咽頭痛や咳などの普段とは違う症状が改善傾向にあることです。

2 病名 新型コロナウイルス感染症

3 発症日 令和5年5月9日(火)

4 欠席した期間 令和5年5月9日(火)～令和5年5月14日(日)

※新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)の診断あるいは症状により、欠席した期間を記入する

土日も含めて記載

保護者のサイン 岡崎 太郎